

議案第 5 7 号

宇治市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和元年 9 月 1 7 日提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

宇治市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

宇治市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年宇治市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、同条第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条中第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第5条第1項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「、または」を「、又は」に改め、同項第1号中「よくない」を「良くない」に改め、同項第2号中「心身故障のため職務」を「心身の故障のため、職務」に、「、またはこれにたえ難い」を「、又はこれに堪えない」に改め、同項第3号中「規定する」を「掲げる」に改め、同項第4号中「または」を「又は」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「前条第3号」を「前条第2号」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号中「定める資格要件」を「掲げる資格」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

（提案理由）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、所要の改正を行うものであります。